

CBDにおけるDSIの使用から生じる 利益の公正かつ衡平な配分

The Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from the Use of Digital Sequence Information on Genetic Resources in CBD

磯崎 博司*
ISOZAKI Hiroji

〔抄録〕

DSIをCBD体制の中で取り扱うことについては、遺伝資源の定義の解釈を初めとして開発途上国と先進国との間で意見対立が続いていたが、COP15において合意が成立した。COP決定15/9は名古屋議定書の定義「GRの利用」に「GRDSIの使用」が該当し、利益配分契約の対象にできることを確認し、KMGBFの枠内にFEBSのためのMMとカリ基金を設置した。また、決定16/2は、その実体を定める「MMを機能させるための態様」を採択した。その態様には、MMの基本施策とその運営管理、対象とされるGRDSI、支払い責任を負う指定業種の利用者、カリ基金への支払額とその方法、カリ基金からの資金分配、再検討手続きなどが定められた。

なお、それと類似の制度がITPGRFAにおいては、根拠となる条文に基づいてMLS・SMTA・基金という法的制度として設置されている。しかし、CBDには相当する条文がないため、MMの利用、カリ基金への支払い、そのための契約は利用者による任意の行動とされている。他方で、そのような任意の行動を奨励・勧誘する措置やその実現を図るための諸手続きが定められている。特に、GRDSIの利用者（企業）に対しては、MMに従ってカリ基金への支払い条項を含む契約を結ぶよう強く求めており、そのような契約を国際標準とすることも目指している。

他方で、利益配分の起因行為がDSIの使用とされたためDSIの生成元のGRの取得とDSI使用（＝利益配分）が切り離されること、利用者の経済規模に応じた定率配分という事業税的な支払いが基本とされることなど、利益配分の拡充に向けてCBDの枠組みが変更された。

本稿で使われている略称の一覧

ABS :	取得および利益配分	KMGBF :	昆明モントリオール生物多様性世界枠組み
BBNJ :	公海等生物多様性	MLS :	多国間制度 (ITPGRFA の)
CBD :	生物多様性条約	MM :	遺伝資源に関する塩基配列情報の使用からの公正かつ衡平な利益配分のための多国間機構 (カリ基金を含む)
COP :	締約国会議	NMBS :	非金銭的利益配分
FEBS :	公正かつ衡平な利益配分	SMTA :	定型素材移転契約 (ITPGRFA の)
GR :	遺伝資源		
GRDSI :	遺伝資源に関する塩基配列情報		
ILC :	先住民および地域社会		
ITPGRFA :	国際食料農業植物遺伝資源条約		

* 岩手大学 名誉教授
Emeritus Professor, Iwate University

I. CBD における DSI をめぐるこれまでの論議

(1) 国家帰属, 人類帰属, 地球帰属

主権国家体制においては、その領域（土地・自然資源）や国民（私人・企業）は伝統的には国家に帰属しており、国家を超える規制管理主体は存在していない。しかし、それは法的建前であり、実際には主権国家体制では取り扱いが困難な場合も想定されており、国際河川・湖沼、漁業資源の管理のように、主権国家間の協力に基づく地域的国際規制管理制度も導入された。他方で、従来の公海の沿岸域は、近接性を理由に善良管理の受託者という建前の下で、新設された主権的権利が及ぶ沿岸国の管理下の区域（大陸棚, 排他的経済水域）に変更された。

近年、国際公域（公海, 深海底, 公空, 天体, 宇宙空間）とその資源については人類の共同遺産概念や人類帰属（世界帰属）が指摘され、また、世界遺産, 無形文化遺産, 農業者の権利なども提唱された。本来、これらには一元的な国際管理が必要だが、実際には困難であるため、関連条約においては主権的権利に基づく善良管理の受託者としての国家管理が行われている。但し、深海底資源（海洋法条約）、公海生物多様性（BBNJ 協定）には、国際規制管理が設定されている。特に、本項の対象である GRDSI について、BBNJ 協定¹⁾は公海の GRDSI を国際規制管理の下に置いており²⁾、その利用者は特別基金への支払いを義務付けられている³⁾。

さらに、最近では、人間中心主義を離れて地球帰属という概念も主張されるようになってきている。その対象は、気象, 大気組成, 海洋構造, 生物多様性, 生物種, 遺伝資源など、また、地球の構造・機能, 生物構造, 生物機能などであ

る。本稿が取り扱う CBD COP 決定 16/2 の前文第 9 文は、「遺伝資源は『母なる地球』に属する」との見解に触れている。また、KMGBF (COP 決定 15/4)⁴⁾も「母なる地球」と調和した福祉社会を目指して、すべての生物・生態系の存続の確保および母なる地球の環境機能の非商品化を通じて人と自然との調和的相補的關係を醸成することを求めている⁵⁾。

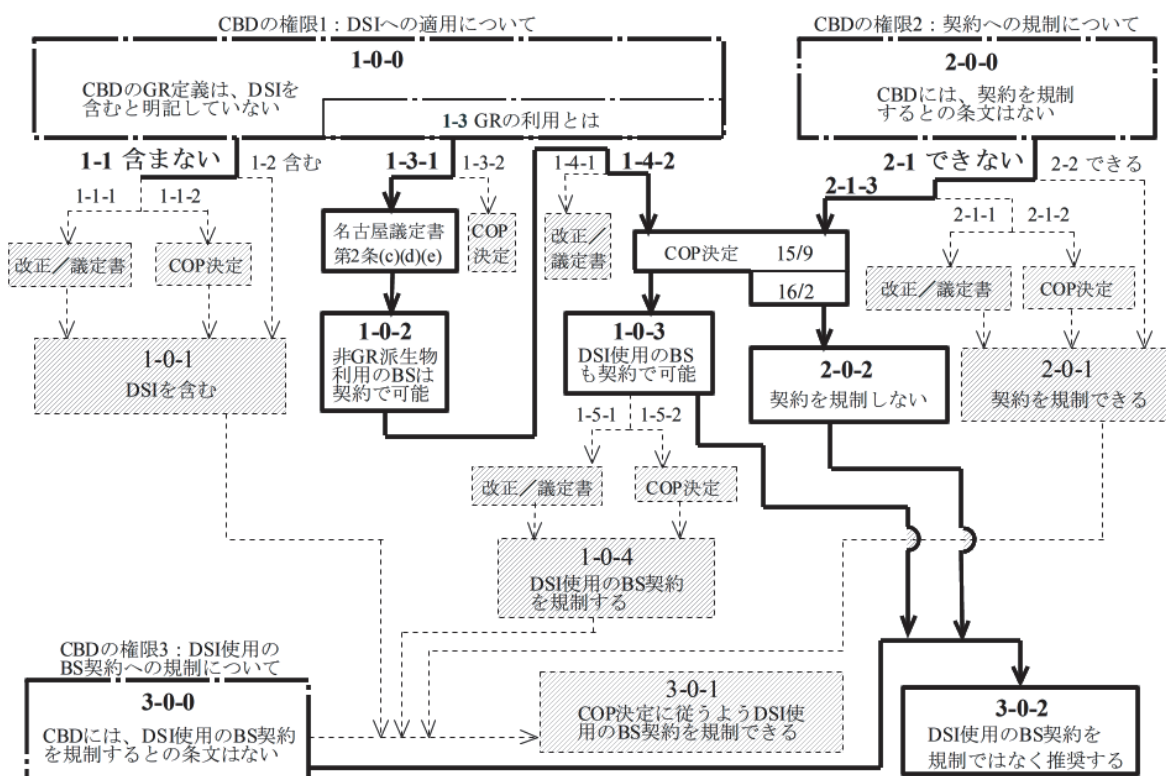
(2) DSI に関する道筋と到達点

CBD における DSI をめぐる論議と現在の到達点までの道筋を図に示した。出発点は 1-0-0, 2-0-0, 3-0-0 であり、到達点は 3-0-2 である。実際にとられた道筋と到達点は太線および太線枠で示し、主張されていたがとられていない道筋（1-2 や 2-2 または「COP 決定」経由）や法的には本来必要だがとられていない道筋（「改正／議定書」経由）は点線および網掛けで示した。DSI に関する交渉を通じて、開発途上国は、1-0-1 および 2-0-1（または 1-0-4）に基づいて 3-0-1 に至る道程を実現しようとしてきている。そのためには、本来は法的手法（1-1-1 と 2-1-1, または、1-5-1）の道筋が必要であるが、いずれもとられていない。先進国は 1-0-0, 2-0-0, 3-0-0 に基づいて 1-0-3, 2-0-2, 3-0-2 を認めている。

(3) GR の定義と GRDSI

CBD は、第 1 に、適用対象の GR を、遺伝の機能的単位を有し、また、価値を有している生物由来の素材であると定義しているが、DSI を含むとは明記していない（1-0-0）。開発途上国は GR には GRDSI が含まれると解釈すべき、または、起草時には含まれていなかったとしてもその後の利用実態に合わせて GRDSI が含まれると解釈すべきと主張していたが（1-2 から 1-0-1）、

図 CBD における DSI をめぐる論議と到達点までの道筋



先進国はそのような解釈は導けないとの立場である (1-0-0, 1-1)。

この点について、COP 決定 15/9「遺伝資源に関する塩基配列情報」は、GR の範囲について見解の違いがあること (1-1, 1-2) には触れたが (前文の第 6 文)、対応策については何も言及しなかったため現状は変更されていない。他方で、KMGBF の目標 C および目的 13 は、以下の BBNJ 協定と同様に「GR」と「GRDSI」を並記している。そのような並記は、「GR」は「GRDSI」を含まないことを意味する。というのは、「GR」に「GRDSI」が含まれるならば、両者を並記してはならず (重複列挙になってしまうため)、「GR」だけが記されたはずだからである。重要なことは、KMGBF におけるその並記には開発途上国も異議を唱えていないことである。した

がって、CBD においても GRDSI は GR には含まれないこと (1-1) が示されるようになっている。

他方で、GR と GRDSI との関係について BBNJ 協定 (23 年 6 月採択) は、CBD および名古屋議定書と同じ定義を置いた上で⁶⁾ (傍点筆者)、その適用対象は「海洋 GR」および「海洋 GRDSI」であると⁷⁾、上記 KMGBF と同様に両者を並記している。つまり、法的文書 (国際条約) である BBNJ 協定は、CBD において開発途上国が主張していた解釈は採用せず、「GR」には「GRDSI」は含まれないことを明示している。

したがって、DSI については、1-0-0 と 1-1 に留まっており、1-2 へも、1-1-2 から 1-0-1 への道筋もとられていない。

(4) 利益配分契約の適用対象としての GRDSI

当初、開発途上国は「GR」の定義は「GRDSI」を含むとの主張（1-2 から 1-0-1）を強めていたが、その主張は拡がりを欠き法理論的には難しいこととなった。COP15 が近づくにつれて、開発途上国は、利益配分の確保を重視し、GRDSI からの利益配分は契約に含まれ得るとの主張に移った。図中の 1-3 から 1-0-2 の道筋の活用が再認識されたのである。また、利益配分契約とその支払い手法については、国際定型化（ITPGRFA の SMTA と同様に利益配分契約への規制）(3-0-1) を目標にした。

実は、GR の定義に含まれないものでも CBD の下の FEBS の対象となり得ることは名古屋議定書が既に定めていた（1-3 から 1-3-1）。GR の定義に該当しない派生物（生化学物質）からの利益配分をどう取り扱うかは CBD の交渉段階の懸案の一つであり、最終段階で挿入された 15 条 7 項後段（利益配分は契約によって実行されること、利益配分の対象は契約の当事者が決めること＝契約の適用範囲は CBD の適用範囲に限定されないこと）はその解消のための糸口でもあった。

その懸案の解消に向けて、名古屋議定書に新設された「GR の利用」の定義（2 条(c) (d) (e)）は、上記の 15 条 7 項後段を前提として、「GR の利用は、バイオテクノロジー（生物系・生物・派生物《遺伝の機能的な単位を有しない派生物を含む》を利用する技術）の使用を含む研究開発の実行」（主要箇所のみ引用、傍点筆者）と明記した。つまり、利益配分の適用対象である「GR の利用」に、「『遺伝の機能的な単位を有しない＝GR の定義に該当しない』派生物の利用」（傍点筆者）が含まれることを意味しており、それを含めるかどうかは契約当事者の決定事項

であることが再確認された（1-0-2）。

以上を前提として、「遺伝の機能的単位を有しない派生物の利用」を「DSI の利用」にも準用することが求められた。そのための手法としては、名古屋議定書のような法的手法（1-4-1）ではなく COP 決定という行政的手法（1-4-2）が選択され、決定 15/9（2 項）は、名古屋議定書の新定義である「GR の利用」に「GRDSI の使用」が含まれることを確認した（1-0-3）。但し、それは「GR」に「GRDSI」が含まれることを確認したわけではなく（1-0-1 ではなく）、利益配分以外については GRDSI は依然として CBD の適用範囲外にある。

(5) 契約を規制管理しない

CBD には、契約の内容について関与または制約する権限に関する規定は置かれていない（2-0-0）。利益配分は契約によることを定めている 15 条 7 項後段は、契約の適用対象について何も述べておらず、CBD と契約とは別個の制度であることを再確認している。また、7 項の前段は、契約に含まれる利益配分条項の内容に対する独自または新たな制限・制約を定めておらず、「公正かつ衡平」という要件も古来のものである⁸⁾。これらの規定は、契約内容に関与しないことを明白に示しており、契約は CBD による規制管理の範囲外にある。決定 15/9 は 2-1 から 2-1-3、2-0-2 への道程の上であり、2-2 または 2-1-2 から 2-0-1 への道筋はとられていない。

(6) とられた道筋と到達点

現時点（COP17 前）での道筋と到達点は、DSI（1-0-0）については、1-1 を前提として、1-3 から 1-3-1、1-0-2、1-4-2、1-0-3 まで、また、契約規制（2-0-0）については 2-1 から 2-1-3、2-0-2 ま

であり、DSI 使用の利益配分契約規制 (3-0-0) については、1-0-3 および 2-0-2 から 3-0-2 までである。したがって、1-0-1, 2-0-1, 3-0-1 へ向かういずれの道筋もとられていない。

II. CBD COP 決定 16/2「遺伝資源に関する塩基配列情報」

決定 16/2⁹⁾ の主眼は、決定 15/9¹⁰⁾ が設立した MM の実体を形作る「GRDSI の使用からの FEBS のための MM (カリ基金を含む) を機能させるための態様」(以下、本態様) を採択することである。

(1) 前文

前文は、全 10 文から成り、以下のようにこれまでの経緯と今後の方向性を示している。

まず、COP 決定 15/4:KMGBF および決定 15/9 をこの議題の根拠として示し、本決定はそれらの範囲内にあることを確認している(第 1 文)。特に、MM および地球規模基金(カリ基金)は、CBD 体制を構成する主要機関ではなく、KMGBF の目標(世界目標 C と目的 13)を実現するためのその内部機関であること(決定 15/9 の 16 項)が再確認されている点は重要である。

次に、GRDSI 関連の国連機関や条約(特に、ITPGRFA, 世界保健機関, 海洋法条約-BBNJ 協定)における議論など、CBD の外で進んでいる関連動向も視野に入れたことを示している(第 3 文)。それは、GRDSI からの利益配分の支払制度は他分野の既存制度と深く関わっているため、CBD 内での決定への懸念、また、他分野との相互調整の必要が指摘されていたことを反映している。

また、既存法制度 (ABS 国内措置や関連国際

制度) の優先 (第 4 文) や GR (DSI に限らず) の保全と持続可能な利用において ILC が果たす重要な役割 (第 7・8 文) を記している。さらに、すべての自然の遺伝情報は「母なる地球」に属すとの世界的見解を注記して (第 9 文)、前述の地球帰属という概念 (前述 I. (1)) に触れており、地球上のあらゆる生物の進化・発展の記録である遺伝情報について人類の利己的な枠にとられない考え方の重要性を示している¹¹⁾。

最後に CBD15 条 1 項を想起し (第 10 文)、自然資源に対する主権的権利は国際慣習法として CBD 非締約国であっても行使できるため、非締約国との協働の必要性を再確認している。

(2) 本文

本文は全 7 項から成り、締約国会議が決めた事柄を記している。まず、1 項と 2 項は行政的決定事項を記しており、本態様を採択すること (1 項)、また、MM の下の地球規模基金をカリ基金と呼ぶこと (2 項) を決めた。次に、3 項から 7 項は 1 項により採択された本態様の内容を、製品・役務の実態に合わせて詳細化・具体化するための文書 (追加態様) を検討・策定する際の原則 (15/9 の 7 項および本態様に則すこと) とそのための事前プロセスを定めており (5 項, 6 項)、COP17 前の実施補助機関の第 6 回会合において内容を確定させること (7 項) が想定されている。

III. 附属書「MM を機能させるための態様」

採択された本態様は決定 16/2 の中核であり、決定 15/9 の実体を形作っている。本態様は全 31 項から成り、以下のように、適用対象、使用者

による FEBS 支払額（定率方式）、NMBS、データベース運営者による措置、国家による措置、カリ基金への支払い方法、カリ基金からの資金分配、カリ基金・MM の運営管理、再検討という各分野に亘っている。

特に1項から4項は、ITPGRFA の MLS, SMTA および FAO 信託基金に類似する内容を備えている。但し、ITPGRFA には、対象 GR を提供するための MLS (10, 11 条)、SMTA のみによる取得 (12 条)、利益配分方式 (13 条) および信託基金 (19 条 3 (f)) に関する根拠規定 (私人の行為・私契約への介入・制限) が置かれている。同等の制度にするためには CBD にも根拠規定が必要であるが、CBD には相当する規定は存在しないため法的拘束力を意味する用語の使用は本態様においては慎重に避けられている。

(1) 適用対象となる GRDSI (1 項)

MM がどのような GRDSI を対象にするのかを明示しているが、国際制度・国内制度・契約内容に左右されるものとなっている¹²⁾。

まず、(a) は公開されている GRDSI を示しており、国内法に則していることが条件とされている。これは、前文の第 4 文 (ABS 国内措置を優先) を反映している。

(b) は生成元 GR の取得時点の契約の対象ではない GRDSI を示している。但し、その契約が自由使用を認めていれば MM の対象から外される。これは契約への不介入の再確認でもある。

(c) は CBD 以外の国際 ABS 制度が本 MM を FEBS 手続きとして選定していない場合において当該国際制度の下で利益配分対象とはされていない GRDSI を示している。したがって、他制度の下で FEBS の対象とされていれば MM の対象とはされない。これも、前文の第 4 文 (関

連国際制度を優先) を反映している。

(2) 使用者による定率利益配分支払い

(2~5 項, 9 項)

MM の下の GRDSI のすべての使用者は当該 GRDSI からの FEBS を行うべきとされている (2 項)。それは、CBD の FEBS 原則 (1 条, 8 条 (j), 15 条 7) の GRDSI に対する再確認であり、また、決定 15/9 の 2 項の再掲である。但し、決定 15/9 は FEBS を行うべき主体を特定していないが、本態様はそれを「すべての使用者」と特定している。「すべての使用者」についての定義はないが、それは附表 I に掲げられている指定業種¹³⁾ に属する者を指す (3 項)。なお、指定業種であるが直接間接に GRDSI を使用していない企業等 (5 項)、また、公開データベース事業者、公開の研究・学術機関のような公開性に立脚する組織 (9 項) は、カリ基金への金銭支払いを求められない。

指定業種の使用者による商業活動から得られた利益の配分は、その事業規模に応じた定率配分方式に従ってカリ基金へ支払われる (3 項)。間接利益も対象とされるが商業活動による利益に限られているため、単なる「取得料金」ではないことが確認されている。

カリ基金への具体的な支払額は、最新の貸借対照表に基づき、直近 3 年間平均で 3 要素 (総資産 2,000 万ドル、売り上げ 5,000 万ドル、収益 500 万ドル) のうち 2 要素を超えた主体は、収益の 1% または収入の 0.1% である¹⁴⁾。なお、「13 項に配慮して」と記されているため、締約国においてこの方式での支払いへ使用者を誘導するための法令・行政・政策的措置がとられることが想定されている。

詳細な支払率は使用者 (主体) の事業の規模

分類に比例し、規模分類（小・中・大）と対応する支払い負担率は、COP17において定められ、その後定期的に見直される（4項）¹⁵⁾。その際、本決定の本文6項（d）（小・中・大の規模分類）と（e）（収益力・経済競争力への影響も含む利益配分負担率）に定められている関連研究が参考にされる。そのため、本決定の本文3項から7項に定められているCOP17に向けての事前プロセス（意見照会、追加意見提出、関連研究の実施、透明な公開データベースの検討、実施補助機関第6回会合での審議と勧告案の作成）が極めて重要な役割を果たすことになる。

（3）非金銭的利益配分：NMBS（6～8項）

NMBSは金銭的利益配分を「補完する」とものとされる（6項）。それはNMBSだけの場合を否定しているわけではないが、利益配分は金銭的利益を主としていることを念押ししており、NMBSだけにするという当事者合意の成立条件を非常に厳しくしていると言えよう。

NMBSによる具体的な支援対象事項としては、一般的に能力・技術開発が示されており、特に、GRDSIの生成・取得・使用・保管のための能力構築が挙げられている。加えて、ILCとその中の女性・若年者¹⁶⁾の必要も挙げられており、対象は極めて広い（7項）。実際に必要な事項やその優先事項は受ける側の自己選定によるべきとされている。また、NMBSは進行中の活動の上に成り立っているが、今後は、CBDの能力構築育成のための長期戦略枠組み（決定15/8附属書I）、および、KMGBF実行支援のためのCBDの技術・科学協力メカニズム（決定15/8附属書II）によって推進されることが期待されている。NMBSを推進するための制度としては、CBDの下での既存の情報交換制度が挙げられて

おり（8項）、当該制度を通じた、能力構築の要請、知見の交換、継続中のNMBSの一覧と報告に関する情報提供などが期待されている。

なお、項目番号順では、NMBS（6～8項）の次に位置している9項は、カリ基金への金銭支払いから公開性を基本とする組織を除外しているが、NMBSについては触れていない。したがって、公開組織にもNMBSは求められる。

（4）データベース運営者がとるべき措置（10項（a）～（e））

データベース運営者であって、GRDSIを対象にデータベース用のツール・モデルを運用しており、当該情報を公開提供している者には、以下の行為を要請している。（a）はデータ使用者に対してとるべき措置、（b）（c）（e）はデータ提出者に対して指示すべきこと、また、（d）（e）は公開性確保のためにとるべき措置を定めている。

まず、（a）は、そのデータベース使用者に対して、MMに関する情報を提供すること、また、その使用から金銭的利益を得る場合はMMを通じた利益配分が必要である旨を注記することを、データベース運営者に求めている。これは、データベース使用者への、MMに関する情報提供とMMを通じた利益配分支払いについての注意喚起である。

次に、（b）は、データ提出者に対して、適用可能な国内および国際的なABSに関する義務を遵守する必要について通知することを、データベース運営者に求めている。これは、社会一般の基本認識の再確認であり、データ提出者にABS関連法令の遵守を注意喚起している。

（c）は、判明する場合はDSIの生成元GRの原産国情報、適切な場合はDSIの生成元GRに付随するメタデータ（当該GRに関連して使用

した伝統的知識およびその起源・提供元を含む)を提供するようデータ提出者に伝えることを、データベース運営者に求めている。これらの情報は提出データの素性確認に必要であり、当該データベースの合法性・健全性に貢献し得る。他方で、それらの情報は利益配分確保のための手段の一つとして主張されてきた特許情報の開示と同内容であるため、それに対する見解の相違を反映して「判明する場合は」および「適切な場合は」という条件が付されている。

その次に公開性の確保について、(d)は、データ管理については、FAIR(発見可能, 利用可能, 協同作業可能, 再使用可能), CARE(共同利益, 規制権限, 責任, 倫理), TRUST(透明, 責任, 使用者重視, 持続可能, 技術)の各原則, また, UNESCOの「科学公開性勧告」の第Ⅲ節に記されている勧告を考慮して, データの公開性を確保するようデータベース運営者に対して求めている。公開性の確保の基準となる諸原則やUNESCO勧告を例示することで, データベース運営者の対応を支援している。

(e)は, 上記(d)に加えてさらに公開性を確実にするため, データベース運営者に対して, GRDSI提出者から「当該DSIには配布を禁じるようないかなる制約も付されていない」旨の誓約書を受け取るよう要請している。提出者を対象にすると相手方が拡散してしまうので対象をデータベース運営者に絞って, 間接的に, GRDSI提出者に公開性の確認を求めている。

このように第三者から誓約書を取得するよう義務付けることは, 契約の連鎖を通じてその分野の取引網全体の健全性を確保する手法の一つであり, 近年, よく使われている。たとえば, 「責任ある調達」¹⁷⁾の一環として, 取引契約の提供側当事者に対して, その調達先(契約連鎖

において直前の契約の提供側当事者)から受領した法令遵守または奨励措置の実行に関する誓約書を提出することが求められている。また, その手法は, 「相当の注意義務(デューディリジェンス)」を法的義務として定めているEU諸国においてとられることが多い¹⁸⁾。

(5) 国家がとるべき措置(11～13項)

先ず, データベースに資金提供し, データベースを保証または主管する¹⁹⁾ CBD締約国に対しては, データベース運営者がCOPの本決定および今後の関連決定の効果的な実行を確実にするための措置をとっていることを「確認すべき」と定めている(11項)。他方, CBD非締約国に対しては, 義務付けはできないため, 同じ措置をデータベース運営者がとるようになることを「確認するよう奨励」している(12項)。それは前文第10文にも呼応しており, 非締約国への協力の呼びかけになっている。

次に, CBDの締約国と非締約国の両方に対して, その管轄下のGRDSI使用者を本態様に則してカリ基金に支払うように誘導するための法令・行政・政策的措置の設定を勧誘している(13項)。実は, CBDの15条, 16条, 19条, 名古屋議定書の5条, 6条では, 同じ字句が, 「適宜」という条件付きの義務として記されている。それらに比べて, ここでは国家の行動ではなく私人である使用者の行動(カリ基金への支払い)を対象にしているため, 11項とは異なって義務付けではなく, 12項の「奨励」よりも弱い「勧誘」に留まっている。その内容も規制的措置ではなく誘導措置であり, さらに, 自国法に従うことが条件とされている。

したがって, 13項の規定内容は, 締約国に対しては, 私人の契約内容に介入する根拠規定が

CBD には無いことを反映している。しかしながら、以上にもかかわらず、前述の3項（事業規模に応じた定率配分方式）は、「13項に配慮して」と記しており、締約国が使用者誘導のための法令・行政・政策的措置をとるようになることが想定されている。

(6) カリ基金への支払い方法(14～16項)

カリ基金への支払いは、直接支払いが望ましいが、国家当局を通じての支払いも可能とされている(14項)。後者の方法の認容は、国内法によって利益配分の支払先として国家機関が指定されている国もあることを配慮したためである。領収書は、カリ基金への支払いの時点で発給される。毎年、使用者は本態様に従ってカリ基金に金銭支払いを行い、それにより、使用者はMMの下でGRDSIの使用からのFEBSを行ったものと見なされ、また、その証明書を受けとる(15項)。その証明書があれば、MMの当該年の枠内で当該GRDSIの使用に対するいかなる追加利益配分の負担も不要となる。

上記各項の支払いとは別に、カリ基金への追加支払いが奨励されている(16項)。それは、GRDSI使用者からのカリ基金への支払額がKMGBFの想定額に達しない場合に備えているわけである²⁰⁾。

(7) カリ基金からの資金分配の方法 (17～22項)

カリ基金からの資金分配は、公正、衡平、透明、説明責任、および、性差を配慮した方法によって行われる(17項)。そこには、「公正で衡平」という望ましい利益配分契約のための基本原則(CBDの15条7項、15/9の2項などに呼応)、「透明で説明責任」という意思決定過程

の正当性に関わる手続き原則、それに「性差配慮」という基本的人権に関わる平等原則が含まれている²¹⁾。

資金分配の対象国は、開発途上締約国(特に、後発および小島嶼国)ならびに経済移行過程締約国であり、資金分配の対象事業はCBDの主要目的(とりわけ、以下を含む生物多様性の保全と持続可能な利用の達成)に合致するものである(18項)。具体的には、生物多様性国家戦略・行動計画に記されている活動、生物多様性に関する科学調査への貢献、ILCとその共同体内の女性・若年者への利益配分(適切な場合は先進国内のILCも含む)、CBD16条に則してGRDSIの生成・取得・使用・分析・保管のための能力構築という4点が示されている。前2点は生物多様性に直結しているが、3点目はILCへの一般的な能力支援を挙げており、本決定の前文第7文・第8文に呼応している。4点目は、DSI関連の広範な活動のための能力構築を挙げており、本態様7項と同様の記述である。

以上に加え、GRDSI使用からのFEBSのためにMMを活用すると決めた他の政府間枠組みも資金分配の対象として認められている。なお、附表IV(c)は本項が触れている支援対象活動を再検討項目として挙げています。

資金分配は、総利用可能額と附表IIの基準に基づくことを基本条件とし、具体的な分配方式は、附表IIIの部会の作業に基づいてCOP17において決定される(19項)。したがって、本決定の本文3項・7項と同様に、資金分配方式についてもCOP17までに、実施補助機関の作業において内容を確定することが想定されている。

締約国への資金提供は19項に従い、国家への直接分配を通じて支払われ、詳細は附表IIIに定められている(20項)。また、各受領締約国に

対して、18 項に記載の対象活動のための資金を受け取って、その資金を国家主導または共同体主導の過程を通じて策定された事業に対して透明な手法で分配するための国家機関（生物多様性国家基金）の指定・設立を勧誘している。指定・設立された場合は、それら機関に対して、透明な手法での資金分配、分配目的に則した資金使用の確証と説明責任、国際的に認容されている受託者基準に従った操業、また、その資金による活動とその影響に関する報告書の提出が求められている。

他方で、これらの要請されている行動がとられなかった場合の是正および不利益処分のための措置については定められていない。しかしながら、本来、それは不可欠であり、また、提供資金に関する基金による監査と COP への報告も同様のはずである。

このように、COP 決定で国内手続きを義務付けることはできないので、受領締約国に対する生物多様性国家基金の指定・設立の要請は「勧誘」にとどまっているわけであり、他方で、指定・設立された場合の透明性確保・説明責任、操業基準、報告提出などは義務付けとなっている。なお、受領締約国は国家機関の代わりに国際機関を指定することができると定められており、透明性確保などの厳格な手続きが困難である場合への支援的代替措置が用意されている。

受領国においては、カリ基金の資金の少なくとも半額は、政府当局を通じてまたは ILC が指定する組織を通じた直接支払いによって、女性・若年者を含む ILC の自己認識に基づく必要を支援すべきであるとされている（21 項）²²⁾。ここでも、前述 7 項と同様に ILC の自己認識に基づく必要が重視されている。なお、その支払いは締約国の判断に基づく国内措置であるため、

「適切な場合」「各国の状況と国内法に従い」という条件が付記されている。

開発途上国（特に、後発途上国・小島嶼途上国）および経済移行過程諸国が、GRDSI の使用に完全に参加・受益するさいに必要な技能・専門性の取得を確保するために COP は、能力の構築・育成のために資金の一部の取り分けができる（22 項）。上述の、ILC への受領国による特定割り当てと同様に、ここでは特記された途上国など²³⁾への COP による一定額の取り分けが認められている。

(8)MM およびカリ基金の運営管理 (23～28 項)

まず、MM およびカリ基金は、一般的な運営管理の原則（包括性、衡平性、透明性）に則して運営される（24 項）。

次に、MM は、ILC（その中の女性・若年者を含む）の権利を尊重しなければならない（25 項）。これは前文第 7 文・第 8 文に呼応しており、他方で、7 項、18 項、21 項、附表 VI の関連記述は本項に記されている基本原則を反映している。なお、附表 VI (j) は本項が触れている ILC の権利保障を再検討項目として挙げている。

また、GRDSI に関する国内 ABS 措置がとられている場合は、それらの措置を MM と連携させることを、各締約国は勧誘されている（26 項）。この連携により、国内 ABS 措置と MM の下での利益配分制度との重複を避けようとしている。但し、COP 決定で国内制度の変更を義務付けることはできないので「勧誘」にとどまっており、また、本決定の前文第 4 文および本態様 1 項に呼応して「国内 ABS 措置を害することなく」という条件も付されている。なお、附表 VI (h) (m) (i) は本項が触れている国内 ABS 制度

との関係を再検討項目として挙げている。

MM は、GRDSI に関する他の ABS 国際法制度との間で、義務の停滞回避および適切であれば手順の合理化に向けて相互支持的・適応的に運用されること、また、他の ABS 国際法制度の管理理事会に対して、MM との協働および適切な場合は手順の効率化を要請することが定められている (27 項)。また、MM の規定は、既存国際条約の下での締約国のいかなる権利義務にも影響を与えないと定めており、本決定の前文第 4 文に対応している。但し、他の国際法制度との関係なので、手順の効率化については、「適切な場合は」という条件が付されるとともに、法的には他の国際制度の優先が確認されているのである。なお、他の ABS 国際法制度との関係は、附表 VI (1) において再検討項目として挙げられている。

カリ基金は、COP 決定に沿うことを基本として、国連の信託基金によって管理され、COP からの授権・指示および COP への説明責任の下で運用される (23 項, 28 項)。その COP の役割を支援するために、運営の監督機関として運営委員会、同委員会の活動および MM の機能を支えるために事務局が設置され、MM の運営費はカリ基金から支出される (28 項)²⁴⁾。

(9) MM およびカリ基金の再検討 (29～31 項)

MM およびカリ基金の実効性の再検討は COP18 とその後 2 会期毎に行われる。その際、決定 15/9 に定められた原則、附表 VI および COP17 において採択される手法、また、決定 15/6 (国家戦略等の策定・監視・報告・再検討の手法) に沿った COP17・19 における KMGBF の全体進捗の再検討 (決定 15/6 の 1 項 (d), 16 項)

との関連などが考慮される (29 項)。KMGBF 監視枠組み²⁵⁾ に定められている関連指標 (その別表の目標 C および目的 13 の主幹指標、また、目的 13 の二択 (Y/N) 指標を含む) から得られる情報も役立つとされている (30 項)。このように、決定 15/9 と 15/4 の基本枠組みを超えないことが確認されている。再検討によって必要とされれば、COP18 において MM・カリ基金の改善のための調整が図られる (31 項)。

IV. 附表

本態様には、I から VI の附表が付属している。

(1) 附表 I : GRDSI の使用から直接・間接に利益を得る業種の一覧表

MM の対象となる GRDSI の使用から直接・間接に利益を得る業種は、(a) 医薬品、(b) 機能性食品・健康食品、(c) 化粧品、(d) 動植物の飼養栽培、(e) 生物操作技術、(f) GRDSI の配列決定・使用のための実験設備 (試薬・資材を含む)、(g) GRDSI に関する AI を含む情報・科学・技術の提供業である (1 項)。これは、本態様 2 項・3 項に対応している。

この一覧表は、特に、ISICEA (全経済活動国際標準産業分類)、CPC (中央製品分類) および関連する地域的・国内的分類表に注意を払い、随時見直される (2 項)。なお、この一覧表の見直しを掲げている附表 VI (b) は、MM の実績とともに新たな技術面・商業面の発展を考慮するよう求めている。

(2) 附表 II : 資金分配のための基準の一覧表

カリ基金からの資金分配のための基準として、(a) 生物多様性、(b) DSI の生成元 GR の地

理的起源, (c) 生物多様性の保全・持続可能利用のために不足している能力が示されている。いずれも大まかな基準であるため, (a) には, 基礎データが国内レベルで利用可能であることが, (b) には, 関連データが不正確であるとの認識が, (c) には, 後発途上国・小島嶼途上国, 経済移行過程諸国, ILC への配慮が, 条件として付記されている。

この附表は, 本態様 19 項に対応しており, 対象事業を記している 18 項にも関係している。また, (c) は, 本態様 18 項, 21 項, 22 項, KMGBF の主要項目, また, CBD の 1 条, 16 条などとも関係している。

(3) 附表Ⅲ: 分配方法に関する特別技術専門家部会 (AHTEG-AM) の権限

助言・指導を行う技術専門家部会 (TEG) の機能や構成, また, TEG は COP17 に向けて分配方式案を策定することが定められている (1 項)。それは, 本態様 19 項・20 項に対応している。TEG を構成する技術専門家 26 人の内訳は, 締約国指名 15 人, 7 社会文化地域からの ILC 指名 7 人, および, 関連組織指名 4 人である。なお, ILC の社会文化地域とは国連で使われている地域区分であり, アフリカ, アジア, 中南米・カリブ, 北極, 中東欧・ロシア・中央アジア・コーカサス, 北米, 太平洋の 7 地域から成る (2 項)。

(4) 附表Ⅳ: 運営委員会の権限

運営委員会は COP によって設置され, その委員は締約国および傍聴団体からの指名に基づいて選任され, その議長は CBD 締約国を代表する委員の中から任命される (3 項)。その委員構成の当初配分は, (a) 締約国から 15 人 (議長

を含む, 国連方式の地理的 5 地域から 3 人ずつ), (b) ILC から 7 人 (附表Ⅲ2 項の各社会文化地域から 1 人ずつ), (c) 市民団体, 学術界・公開データベース, 業界から 6 人 (各区分から 2 人ずつ), (d) 国連機関から 2 人である (2 項, 5 項)。そのうち, (b) (c) は本態様 25 項・24 項に対応しており, また, (d) は, カリ基金の主管機関は国連の信託基金であること (本態様 23 項および附表Ⅳ注 9) を反映している。この運営委員会の構成について, COP は別の選択肢を考慮できる。

次に, 運営委員会の機能としては, (a) カリ基金の資金分配の監督, (b) MM 事務局への指導, (c) COP への報告・助言, (d) COP17 における MM・カリ基金の再検討方法 (考慮対象要素の指標を含む) の策定が挙げられている (1 項)。なお, (d) の指標の策定については, 附表Ⅵの KMGBF 監視枠組みの関連指標の考慮が求められている²⁶⁾。運営委員会の会合は必要な時に対面またはオンラインで行われ, 決定は総意によることとされている (4 項)。附表Ⅳは本態様 28 項および 23 項に対応している。

(5) 附表Ⅴ: 事務局の機能

MM の事務局は, MM・カリ基金の機能を支援する役割を負っており, (a) カリ基金への支払額に関する定期報告・分析 (カリ基金の主管機関からの情報に基づく), (b) カリ基金の使用に関する定期報告・分析 (受領主体からの情報に基づく), (c) 運営委員会の会合への支援, (d) COP によって決定されたその他の任務を行う。その活動に際して, COP 決定に従うこと, また, 運営委員会の指導を受けることが求められている。附表Ⅴは, 本態様 28 項に対応している。

(6) 附表VI:再検討の際に考慮される要素

附表VIの(a)から(r)は、本態様29項に対応して、再検討の際に考慮すべき要素を列挙しており、本態様全体を漏れなく取り上げている。

第1に、MMを形作る基本要素については、

(a) カリ基金の収支、(b) 指定業種一覧表、(c) 支援対象活動、(r) 分配方式の有効性を挙げている。(a)は附表Vの(a)(b)に基づいて行われ、収支の総額とともに支払者および受領者の属性別(国家、女性・若年者を含むILC)の集計額を示しており、ILCへの分配実績を重視している。(b)は指定業種一覧表の再検討の際は、MMの実績とともに新たな技術面・商業面の発展も考慮するよう求めている。それは、カリ基金への支払いを定めている本態様3項・附表Iに対応しており、指定業種一覧表の再検討の際の考慮項目は附表Iの2項に記されている。(c)と(r)はカリ基金からの資金分配を定めている本態様18項・19項に対応している。

第2に、MMの有効性・貢献度については、

(e) MM・カリ基金の有効性と運営経費、(f) CBD・KMGBFの目的達成へのMMの貢献、(g) 法的確実性へのMMの貢献、(o) MM運営に関する新技術を挙げている。なお、(e)は運営経費拠出の必要性にも触れている。次に、(f)はこの再検討の根本的評価基準であり、(g)は企業が求める法的確実性の確保への配慮を示しており、(o)は運営の効率化に向けて使用可能な革新的技術を期待している。

第3に、MMと他のABS制度との関係については、(h) MMと国内ABS制度との関係、(m) MMと国内GRDSI-ABS制度との関係、(i) MMと国内ABS制度の下の金銭利益配分、(l) MMと他の多国間ABS制度との関係を挙げている。

(h)(m)(i)は国内制度と(l)は国際制度との

関係についてであり、本態様26項・27項に対応している。(h)と(m)は類似しているが、後者はGRDSIに限定している。(i)は「入手可能な」という条件付きではあるが、具体的な実績としての利益配分金額を求めている。

第4に、NMBSおよびILCについては、(d) NMBSへのMMの効果、(j) ILC権利保障への影響を挙げている。(d)はNMBSおよび能力育成の重視を表しており、本態様7項に対応している。(j)はILCへの一般的支援を示しており、本決定前文の第7文・第8文および本態様21項・25項に対応している。なお、(d)(j)ともに、受益者の自己選定した要望との合致を重視している。ILCへの金銭的利益配分の実績については上記(a)が定めている。

第5に、データベースについては、(k) 公開データベース(公開取得・研究・革新)へのMMの影響、(p) 公開データベース(運営者措置・データ管理)へのMMの影響、(q) データベース運営者の管理・監督のための国内措置を挙げている。(k)(p)は同内容であるが、(k)は企業が要望している公開性、調査研究の推進・革新について、(p)は本態様10項に定められている運営者措置やデータ管理について記している。また、(q)も(p)と同じ10項に関わるが、(q)はそのために締約国がとっている措置(本態様11項)について記している。

第6に、本態様に直結しない要素として、(n) GRへのMMの任意拡大の可能性が挙げられている。但し、「国内事情の許す範囲で」「個別事例において」「任意で」という抑制的な条件が付されている。と言うのは、それらの条件がなければ、(n)は、DSIに限定せずにGR一般にMMの対象を拡大(決定15/9から逸脱)すること、また、名古屋議定書10条の「地球規模の多国間

利益配分仕組み」をなし崩し的に実行することにつながりかねないからである。

第7に、重要であるにもかかわらず、附表VIに含まれていない要素がある。それは、先ず、使用者による支払額（事業規模に基づく定率支払い）である。非掲載なのは、本態様4項の解説および注15)において述べたように、規模分類や配分率の見直しはCOPと実施補助機関の場が想定されているからであろう。

次は、カリ基金に支払うよう使用者を誘導するための法令・行政・政策的措置の締約国に対する勧誘（本態様13項）の実施状況である。非掲載なのは、同3項によれば、定率配分方式の決定は「13項に配慮して」行われるため、その過程が再検討に相当するためであろう。

さらに、本態様20項との関わりでは、受領国による受領資金の使用に関する透明性確保・説明責任、操業基準、報告提出などの履行状況である。同項の解説において述べたとおり、提供資金に関する監査、不適正な場合は是正勧告、以後の不利益処分などは当然のことであり、本来は再検討要素としても必要である。

V. CBDの新たな局面:FEBSの拡充に向けて

上記のように決定15/9と決定16/2には、DSIに留まらず利益配分の拡充に向けた事柄が定められている。

(1) CBDの枠組みの変更

決定15/9も決定16/2も、「GRDSIの使用からのFEBS」という字句を省略なしに用いている。それにより、先ず、GRDSIと記すことでCBDの法的適用対象であるGRとのつながり（その

GRがDSIの生成元であることを示し、次に、FEBSに限定することでCBDの取り扱い範囲内である(DSIはGRの定義に該当しないがBS契約の適用対象にできる)ことを表している。

しかしながら両決定は、MMの下のFEBSに限ってCBDの枠組みの構成要素の位置付けや目標方向を一部変更している。先ず、GRDSIの「使用」がFEBSの起因とされたため、CBDの発効前に取得・輸入のGRから生成されたGRDSIをMMの下で使用すればカリ基金への支払いが求められる。したがってMMの下では、生成元GRの取得とGRDSIの使用が切り離され、CBD発効前に取得されたGRへの不遡及原則²⁷⁾の例外となる。但し、CBDの適用対象であるGR自体への不遡及原則（適用時間枠）は維持されており、上記のようになるのは、MMの下のFEBS契約はCBDとは異なる適用時間枠を定められるからである²⁸⁾。

次に、FEBS支払いの第一義的責任はGRの取得者（譲受者・利用者・商業受益者）からGRDSIの使用者（商業受益者）へと移された。

また、GRDSIの使用からのFEBSは、MMの下では事業体の規模分類に比例した定率配分方式による支払いとされた。したがって、個別GRの利用に基づく商業収益からのFEBS支払いを基本とすることから²⁹⁾、MMの下のFEBS契約では包括的・事業税的な性格の支払いを基本とすることに軸足が移された。

(2) 法令・行政・政策的措置への働きかけ

CBDは、ABS規則は国内法が定めることを原則としている。そのため、データベース運営者がCOP決定を遵守していることの確証を非締約国に奨励しており（同12項）、また、MMの利用やカリ基金への支払いに使用者を誘導する

法令・行政・政策的措置の実行を締約国と非締約国の両方に勧誘している（同 13 項）。義務付けではないのだが、それらの実行状況を定率配分方式の決定の際に配慮すること（同 3 項）や GRDSI 使用の実態報告などの監視措置も定めている。これらの措置と組み合わせられれば、国内法令等への組み入れが奨励・勧誘であっても、その実現に向けた圧力が生じることもある。

(3) 利益配分契約条項の国際標準化

CBD は、利益配分の詳細は契約が定めること、その契約を規制管理しないことを原則としている。カリ基金への支払い条項を含む契約は任意であるため、その原則は維持されているようである。しかし、本態様は、上述の任意の国内法令措置や再検討項目を初めとして、カリ基金への支払い条項を含む契約を普及させるための支援措置を定めており、当該契約の国際標準化も目指している。その下では、標準契約書式を求める当事者の立場は強くなるが、別の書式を求める当事者にとっては、交渉上の負担増を初めとする不利益もあり、その立場は弱くなる。

実は、法的義務ではない行動または奨励されている任意の行動を義務付ける条項を含む契約を締結するよう要請することは、近年、様々な場面で散見されるようになってきている。たとえば、取引条件として用いられている国際標準規格（ISO など）や認証（森林認証など）、また、責任ある調達³⁰などに関する条項を含む契約がその一例であり、市場・経済メカニズムを利用した誘導的手法の一種である³¹。それらの規格や要件を満たした商品の購入者（消費者）が増えて販売者に対する影響力が増加すれば、また、公的機関や NGO による公表・指摘・批判と組み合わせられれば、それらの規格や要件を満たす

ことは実際の取引において販売者および製造者に対して強い影響力を持つ。また、そのような取引契約には、義務または証書の継承³²、調達先からの法令遵守誓約書の取得（本態様 10 項（e）も同様）などが組み込まれることが多く、前または後の取引（契約）に特定の標準的な責任と義務を伝達し、契約の連鎖に基づいてそれを取引網全体に広げていく役割が期待されている。

CBD・国内法令・公的機関による MM・カリ基金の利用の奨励と、カリ基金への支払い契約の国際標準化に加えて、上記のような前後の契約への責任・義務の伝達条項が含まれれば、契約自体は任意であっても、取引連鎖を通じて標準契約への同調圧力はさらに強くなる。

(4) 今後の COP 決定での注意

MM は CBD 固有の制度であるため、COP 決定によってその実体部分は整備されていき、それらは内部法として法的効力を有する³³。その際、図の 1-0-3 から 1-0-4 につながるような COP 決定（1-5-2）は CBD の適用範囲および COP の権限を超えるため、また、その積み重ねは 3-0-1 の成立につながるおそれもあるため、注意する必要がある。そのような CBD の基本枠組みの変更のためには、1-1-1 と 2-1-1、または、1-5-1 という法的な道筋が必要である。

【付記】本稿には、拙稿「逐条解説 COP 決定 16/02」（バイオインダストリー協会内部資料、2025 年）に基づいて加筆修正した部分があるため、その資料作成を企画されたバイオインダストリー協会に謝意を表したい。

注)

- 1) Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction, A/CONF.232/2023/4 (19 June 2023).
- 2) 10条1項, 11条1項。
- 3) 14条7項, 52条4項。
- 4) Decision 15/4 “Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework,” CBD/COP/DEC/15/4 (19 December 2022).
- 5) KMGBF の1項, 7項(b), 目的16, 目的19 (f) およびその注。
- 6) 1条3項, 8項, 10項, 14項。
- 7) 10条1項。
- 8) このように現代の契約に通常求められる条件の一部しか定めていないにもかかわらず, 遺伝資源分野には通常の契約とは別のCBD特有の契約が義務付けられていると誤解されることが少なくない。磯崎「生物多様性条約15条7項と条約適用外のものを含む契約との関係」JBA『商取引・サービス環境の適正化に係る事業(生物多様性総合対策事業)委託事業報告書』(令和2年度版, 2021年3月)237-250頁, そのうち, 240頁, 247-250頁を参照。
- 9) Decision 16/2 “Digital sequence information on genetic resources,” CBD/COP/DEC/16/2 (1 November 2024).
- 10) Decision 15/9 “Digital sequence information on genetic resources,” CBD/COP/DEC/15/9 (19 December 2022).
- 11) 前記注5) 参照。
- 12) このように対象か否かは複雑であるが, ITPGRFA の場合は簡明で, その対象はITPGRFA 附属書Iの掲載作物のGRであって国の管理・監督下かつ公共のものであり, 当該GRに関するABS契約はSMTAのみである。
- 13) 附表VI (b) は, 指定業種を再検討項目として挙げている。
- 14) ITPGRFA のSMTAにおいては, 利益配分支払額は, MLS から取得したGRに基づく成果物の売り上げの70%の1.1% (SMTA 6条7, 附属書2) とされているが, MLS から取得したGRと同種の作物の全体売り上げの0.5% (同6条11, 附属書3) という低い料率の包括支払い方式も選択肢として用意されている。
- 15) ところで, 再検討の際の対象要素を列挙している附表VIには, 間接的に(a)カリ基金収支と(e)MMの有効性が掲げられているくらいで, 支払い手法(規模分類・定率配分, 3項・4項)は挙げられていない。したがって, 規模分類や配分率の見直しはCOPと実施補助機関の場で行うことが想定されている。
- 16) ILCとその中の女性・若年者については, 本項のほか, 18項, 21項, 25項, 附表VIでも言及されている。そのことは, 本決定の前文第7文・第8文に呼応しているほか, 女性一般について触れているCBDの前文第13文と名古屋議定書の前文第11文, また, ILCとその中の女性について触れている名古屋議定書の12条3項(伝統的知識), 22条3項・5項(j)(能力構築), 25条3項(資金支援)にも呼応している。
- 17) Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy”

- Framework (UNGA: A/HRC/17/31, 21 March 2011). 「ビジネスと人権に関する指導原則: 国際連合『保護, 尊重及び救済』枠組実施のために」(国連指導原則)。「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」2022年9月13日, ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議。
- 18) EUのABS規則もその一例である。
 - 19) ここで, 「主管」が意味する管理とは, 経営管理や国家管理のような統制経済レベルではなく, 所在地国としての管理レベルを示している。
 - 20) 全体としてのカリ基金の評価については, 附表VI (a) において収支実績額が再検討項目として示されている。
 - 21) 平等原則(女性への配慮)は, 本態様の7項, 18項, 21項, 25項, 附表VIにおける女性・若年者の特記にも反映されている。
 - 22) 名古屋議定書25条3項に呼応している。なお, 附表VI (a) は, カリ基金の収支実績額を再検討項目として示しているが, そこでは収支総額とともに分配先については国家とILC(その中の女性・若年者を含む)とに分けた集計を求めている。
 - 23) これも名古屋議定書25条3項に呼応している。附表II (c) も, 後発途上国・小島嶼途上国, 経済移行過程諸国を特記している。
 - 24) 愛知目標など従来の中長期計画と異なってKMGBFは資金メカニズムを伴うため, その適正管理と透明性の確保のため専用の運営委員会と事務局が置かれている。その運営委員会の権限や構成, 事務局の活動内容などは附表IVと附表Vに定められている。
 - 25) COP決定15/5附属書I, 特にその1項および別表。
 - 26) これは, 本態様30項においても記されている。また, 上記注25) 参照。
 - 27) BBNJ協定は, 不遡及原則に則して適用時間枠はその発効後としているが, 締約国による個別の除外宣言がない限り発効前に取得・生成されたGR・GRDSIにも拡大適用されると定めている(10条1項)。
 - 28) 前述I.(4)を参照。
 - 29) CBDは契約内容を規制しないため, 複数または一連のGR利用を対象とする包括支払い契約も可能である。他方, ITPGRFAにおいては, その根拠規定に基づくSMTAには, MLSから移転されたGRと同種の作物全体の売り上げに応じた包括支払い方式(SMTA 6条11)が選択肢として定められている。前記注14)も参照。
 - 30) 前記注17) 参照。
 - 31) 国際標準や国際認証は貿易分野の例外的手法として発展してきており, 偽装された貿易制限でないことを条件としている(GATT 20条)。
 - 32) そのような義務や証書の継承・確認を契約ではなく法令が義務付けることもある。それは, ITPGRFAのほか, 日本のABS指針, EUのABS規則を初めとして名古屋議定書の下でABS法令の国際標準となっており, ワシントン条約やEUの森林破壊非関与産物規則(23年)なども類似規定を置いている。
 - 33) 但し, 内部法としての効力に留まり, 根拠条文に基づく法的決定ではないため, 締約国に対する一定の行動(国内法政策の整備など)の義務付けにはならない。